

武器の使用と武力の行使

1. 一般に、憲法第9条第1項の「武力行使」とは、我が国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいい、法案第24条の「武器の使用」とは、火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置をその物の本来の用法に従って用いることをいうと解される。

2. 憲法第9条第1項の「武力の行使」は、「武器の使用」を含む実力の行使に係る概念であるが、「武器の使用」が、すべて同項の禁止する「武力の行使」に当たるとはいえない。例えば、自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのために必要な最小限の「武器の使用」は、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

衆院安保法制特別委員会 提出資料①

「武力の行使と武器の使用の関係」

出典：平成3年9月27日衆議院国際平和協力等に関する

特別委員会理事会の政府提出資料より抜粋

2015年6月19日 日本共産党 宮本 徹

自衛隊法 95 条に規定する武器の使用について

1. 平成3年9月27日の政府見解の趣旨

平成3年9月27日の政府見解は、国際平和協力法第24条に規定する自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛するための武器の使用を、憲法第9条第1項の禁止する「武力の行使」に該当しないものの例示として挙げ、その理由として、それが「いわば自己保存のための自然権的権利というべきもの」であることを述べているものであり、憲法第9条第1項の禁止する「武力の行使」に該当しない武器の使用を自己保存のための自衛権的権利に基づくものに限定しているものではない。

2. 自衛隊法第95条に規定する武器の使用と武力行使との関係

自衛隊法第95条に規定する武器の使用も憲法第9条第1項の禁止する「武力の行使」に該当しないものの例である。すなわち、自衛隊法第95条は、自衛隊の武器という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から当該武器等を防護するために認められているものであり、その行為の要件は、従来から以下のように解されている。

- (1) 武器を使用できるのは、職務上武器等の警護に当たる自衛官に限られていること。
- (2) 武器等の退避によってもその防護が不可能である場合等、他に手段のないやむを得ない場合でなければ武器を使用できないこと。
- (3) 武器の使用は、いわゆる警察比例の原則に基づき、事態に応じて合理的に必要と判断される限度に限られていること。
- (4) 防護対象の武器等が破壊された場合や、相手方が襲撃を中止し、又は逃走した場合には、武器の使用ができなくなること。
- (5) 正当防衛又は緊急退避の要件を満たす場合でなければ人に危害を与えてはならないこと。

自衛隊法95条に基づく武器の使用は、以上のような性格を持つものであり、あくまで現場に在る防護対象を防護するための受動的な武器使用である。

このような武器の使用は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為からこれらを防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、それが我が国領域外で行われたとしても、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

衆院安保法制特別委員会 提出資料②

「自衛隊法95条に規定する武器の使用について」

出典：平成11年4月23日衆議院防衛指針特別委員会理事会の政府提出資料より抜粋

2015年6月19日 日本共産党 宮本 徹